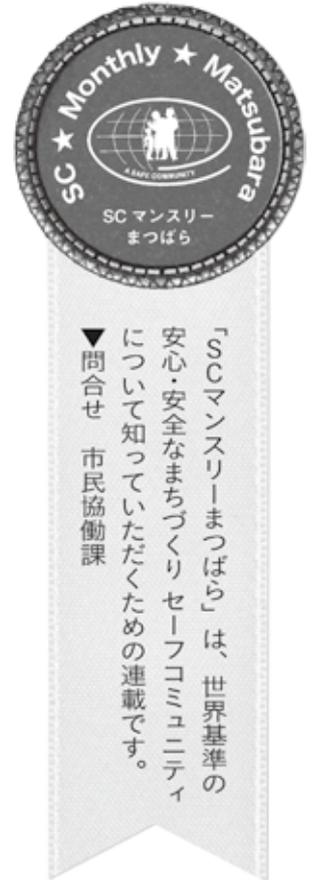


自転車運転中は、音楽を聴いたり、携帯電話を使用したり、わき見運転などをしないよう安全運転を心がけましょう。

また、信号無視、一時不停止や歩行者用道路における車両義務違反(自転車徐行違反)などは交通事故の原因につながります。交通ルール・マナーを守ることで、交通事故を未然に防ぐことができますので、皆さんも安全な自転車利用をお願いします。

また、日の入りが早くなっていますので、夜間や夕暮れ時に外出される際は、明るい色の服を着たり反射材を身につけたりするなどの対策をして、交通事故に遭わないように気を付けましょう。

交通ルール・マナーを守りましょう



自転車に乗る時は自転車用ヘルメットをかぶりましょう

交通安全対策委員会では、高齢者の皆さんが自転車事故により、頭部を受傷し、重症化するケースがあることから、取り組みの一つとして自転車用ヘルメットの着用啓発を行っています。

13歳未満の子ども、65歳以上の高齢者ともに自転車に乗る際の自転車用ヘルメット着用が努力義務となっています。自転車乗用中にヘルメットを着用せず交通事故に遭った場合、頭部にけがを負うことで死亡事故などの重大な事故につながることもありますので、自転車に乗る時は皆さんもヘルメットを着用するよう心掛けてください。

市では、高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業を行っています。また、幼児2人同乗用自転車、幼児用ヘルメットの購入費の助成も行っています(助成は同時購入に限ります)。



高齢者用自転車ヘルメット

- ▶対象 松原市に住所を有する65歳以上の人
- ▶助成費用 ヘルメット購入費の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)ただし、上限2,000円。
- ▶対象のヘルメット 一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合し、「SGマーク」などが貼付されているもの

- 対象となるもの 一般社団法人自転車協会が定める幼児2人同乗用自転車安全基準に適合したBAAマークを有する自転車、自転車に適合する安全基準を満たした座席、自転車と同時に購入した、安全基準に適合した幼児用ヘルメットは、一般財団法人製品安全協会が定める安全基準に適合し、「SGマーク」などが貼付されているもの(2個を限度)

●問合せ 市民協働課

幼児2人同乗用自転車、幼児用ヘルメット

- ▶対象 松原市に住民票を有し、居住していること。自らが養育する6歳未満の子どもが2人以上いること。本人および同一世帯の者が同様の助成を受けていないこと。購入から6カ月を経過していないこと。
- ▶助成費用 幼児2人同乗用自転車とヘルメットの購入合計額の2分の1に相当する額(100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)ただし、上限3万円。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止・夜間はライトを点灯・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

